

令和8年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和8年3月12日 開会

令和8年3月12日 閉会

令和8年3月12日午後1時00分農業委員会会長村松義正は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19名

出席委員 14名

農業委員出席委員

1番 脇坂英治	3番 桑原康	5番 佐野守
6番 杉山弘子	7番 竹川篤志	8番 中島由美子
9番 佐野むつみ	10番 牧澤邦彦	11番 渡邊勝彦
12番 佐藤文雄	14番 土井一彦	17番 篠原兼義
18番 樋口公孝	19番 近藤千鶴	

欠席委員

2番 赤池信敏	4番 村松義正	13番 荻真教
15番 後藤文隆	16番 富永政則	

農地利用最適化推進委員出席委員

1番 土井治	2番 塩川金彦	4番 石川哲郎
5番 佐野潔	6番 小林寿恵	7番 渡井將文
8番 加茂光崇	9番 青木秀道	10番 有賀文彦
11番 原田德行	13番 熊谷勝史	

欠席委員

3番 佐野耕三	12番 清利之
---------	---------

事務局職員

(併) 事務局長	野毛裕紀子	次長兼振興係長	保坂伸次
主任主査	押尾貞治	主査	池田幸司
会計年度任用職員	大原勝		

議長

本日はお忙しい中、農業委員会総会に御出席をいただき誠にありがとうございます。審議に当たり、速やかな会議進行に御協力くださるようお願いいたします。

それでは、会議に入る前に4番、村松義正会長、2番、赤池信敏委員、13番、荻真教紀委員、15番、後藤文隆委員、16番、富永政則委員より、本日の会議に欠席の連絡がありましたので、報告いたします。

本日は、会長が不在のため、富士宮市農業委員会規則第3条の規定により、職務代理者である私
が本日の司会進行を務めますので、よろしくお願いいたします。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。これより本日をもって招
集されました、富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

議事に先立ちまして、農地法の規定による申請（許可・届出）について、取下・取消願の処理状
況を事務局に報告させます。

事務局、よろしくお願いいたします。

事務局 押尾主任主査

事務局です。本日配付いたしました、令和8年2月10日から令和8年3月11日までの農地法
の規定による申請について、取下・取消願の処理状況を御覧ください。

第1項について、所在地等は議案のとおりです。令和7年12月5日、農地法第5条届出、受理
番号第120号で受理しておりましたが、都合により、令和8年3月3日に取下願が提出されまし
た。

報告は以上です。

議長

処理状況であります。質疑があれば質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いいたしま
す。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。会期は、本日一日と決定いたしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長

御異議なしと認めます。よって会期は本日一日と決定いたします。

会議録署名人についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議録署名人は、12番、佐藤文雄委員、14番、土井一彦委員を御指名す
ることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長

御異議なしと認めます。よって会議録署名人に、12番、佐藤文雄委員、14番、土井一彦委員を指名いたします。

本日の議事日程は目次のとおり、報第13号から協第3号です。

初めに、報第13号から報第17号まで、一括して事務局から報告させます。

事務局、お願いします。

事務局 大原会計年度任用職員

事務局です。それでは、令和8年1月21日から令和8年2月20日までの受理分について報告いたします。

議案の1ページを御覧ください。

朗読します。

報第13号 農地の貸借の合意解約通知書の受理について

農地の貸借の合意解約がなされたことのお知らせを受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借3件の通知書を受理しました。

続きまして、議案の2ページから4ページを御覧ください。

朗読します。

報第14号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり6件の届出を受理しました。

続きまして、議案の5ページを御覧ください。

朗読します。

報第15号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり2件の届出を受理しました。

続きまして、議案の6ページから9ページを御覧ください。

朗読します。

報第16号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転又はその他の権利を設定しようとする、農地法第5条第1項第6号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、10件の届出を受理しました。

続きまして、議案の10ページを御覧ください。

朗読します。

報第17号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について

租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税猶予の適用を受けていた特例農地について、期間が満了するに当たり当該特例農地の利用状況を富士税務署に通知したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり2件の利用状況を通知しました。

報告は以上です。

議長

ありがとうございます。

事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。

御質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。よって報第13号から報第17号まで、報告済みといたします。

議第7号「農地法第3条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に、議案の朗読及び説明をさせます。

事務局、お願いします。

事務局 押尾主任主査

事務局です。議案の11ページを御覧ください。

議第7号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転又はその他の権利を設定・移転しようとする、農地法第3条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求めます。

日付について、記載が漏れておりますが、本日、令和8年3月12日となります。

申請番号第16番及び別冊航空写真は1ページを御覧ください。

朗読します。

申請地は大中里に位置する農地です。受人は中央町にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。

売買契約になります。

受人は新規就農となりますが、農家の出身であり、友人の指導などにより、数年前から野菜の栽培経験もあり、このたび申請地に隣接する住宅と併せて購入し、こちらに転居して営農する計画です。受人はトマトやナスなど露地野菜と既存の梅も一部残し栽培する計画です。今後も友人などの指導を受け、また書籍やインターネットを通して学習するなど、技術習得を図る予定です。受人の許可後の耕作面積は1,075平方メートルとなり、稼働人員は1名です。

続きまして、申請番号17番及び別冊航空写真は2ページを御覧ください。

申請地は外神で、外神陽光園の南に位置する農地です。受人は現在申請地周辺で営農しており、このたび申請地南側に居住地のための農地転用5条許可申請も同時に申請しており、経営規模拡大を目的として申請に及んだものです。受人は落花生やニンニクなどを栽培しており、申請農地でも栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は、7,331.68平方メートルとなり、稼働人員は2名です。

続きまして、申請番号18番、19番は、同一受人の申請であるため、合わせて説明をいたします。別冊航空写真は3ページを御覧ください。

申請地は青木で県道白糸富士宮線に面する農地です。受人は現在三島市にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

受人は現在三島市に居住していますが、申請地に隣接する住宅を購入した後、こちらに居住を移す予定です。また、外国籍ですが在留資格は永住者となっており、就労制限についてはなしで問題はありません。

受人は新規就農となりますが、子供が生まれたことをきっかけに、食の安全への関心から農業に興味を持ち、市民農園などで数年間の農業経験があります。このため新規就農に当たり、営農環境を整えるため、農地付の住宅を購入計画していたところ、今回の申請に至ったものです。受人は大根やジャガイモなど野菜と、農地のうち一部小さな石が混ざっているところではミカンなど果樹を栽培する予定です。受人の許可後耕作面積は1,488.59平方メートルとなり、稼働人員は2名です。

続きまして、申請番号20番及び別冊航空写真は4ページを御覧ください。

申請地は青木で、県道白糸富士宮線の東に位置する農地です。受人は青木にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

受人は口約束で申請農地を借りて既に営農を開始しており、このたび改めて手続をするため、申請に及んだものです。自宅からも申請農地は近く、通作は良好です。受人は申請地で、これまでどおり水稻の栽培を予定します。受人の許可後耕作面積は2,603平方メートルとなり、稼働人員は1名です。

続きまして、申請番号21番及び別冊航空写真は5ページを御覧ください。

申請地は粟倉で、村山神成やまびこ球場の東に位置する農地です。受人は大宮町にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。使用貸借契約となります。

受人は新規就農となりますが、別の畑で3年ほどの営農の経験をしたことがあり、このたびこちらで営農開始するため、申請に及んだものです。申請地の近くにある知人の倉庫から農業用機械を借り受け、青パパイヤを栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は1,500平方メートルとなり、稼働人員は1名です。

続きまして、申請番号22番及び別冊航空写真は6ページを御覧ください。

申請地は北山に位置する農地です。受人は野中にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約となります。

申請地は、現在申請人の義理の父が口約束で管理営農しており、こちらを取得し営農開始するため、申請に及んだものです。受人は新規就農となりますが、技術については、義理の父が農業経験が豊富であり栽培技術の指導を受けながら習得する予定です。農機具については、申請地の南側に義理の父の農業用倉庫があり、ここにある農機具を共用して営農をしていく予定です。受人は申請地では菜の花、タマネギ、キャベツなどを栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は1,046平方メートルで、稼働人員は3名です。

続きまして、申請番号23番、24番は、同一受人の一体の申請であるため、合わせて説明いたします。別冊航空写真は7ページを御覧ください。

申請地は山宮で、介護老人保健施設旭ヶ丘の西に位置する農地です。受人は宮原にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。申請番号23番は贈与契約、申請番号24番は持分の贈与契約になります。

受人は所有する農地ではクリを栽培しており、申請農地ではタマネギ、ブルーベリーなどを栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は2,800平方メートルとなり、稼働人員は2名です。

続きまして、申請番号25番及び別冊航空写真は8ページを御覧ください。

申請地は精進川に位置する農地です。受人は野中にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約となります。

受人は新規就農となりますが、ここ1年申請農地を渡人と一緒に管理し耕作をしており、申請農地と隣接する住宅を一括購入して居住することを考え、申請に及んだものです。購入後も渡人に指導をしていただきながら、申請地の隣にある住宅敷地内にある倉庫から渡人の農業用機械を借り受け、栽培していく計画です。受人は申請農地ではクリ、里芋やミョウガなどを栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は4,354平方メートルとなり、稼働人員は1名です。

続きまして、申請番号26番及び別冊航空写真は9ページを御覧ください。

申請地は人穴で、人穴小学校の東に位置する農地です。受人は愛知県豊橋市の法人で、渡人は議案書のとおりです。売買契約になり、農地所有適格法人としての取得となります。

受人は現在、掛川市、御前崎市、湖西市、袋井市、愛知県の豊橋市、田原市で、小麦、大豆を栽培しております。富士宮市では最初に上井出で令和7年8月に農地法3条の許可を受けています。

受人の許可後耕作面積は、市外面積も含めて28万6584.24平方メートル、稼働人員は法人代表及び従業員3名の計4名です。4名につきましては、豊橋市と御前崎市を拠点として、各市をローテーションしながらトラックで機械を運送し、大規模に機械を使って営農することを予定しており、富士宮市については、御前崎市を拠点として営農する計画です。

大豆と小麦の生産を予定し、関連会社で製造した堆肥を年1回土壤に撒きますが、堆肥を撒いた

らすぐに土にすき込むとのことです。このため堆肥の臭いについては軽減されるなど近隣世帯へ配慮するとの説明が現地調査でもあり、また申請に際しても提出された参考文書で、その旨記載をいただいております。耕作計画の詳細を説明し、近隣世帯の方に理解、承諾を得るよう対応されていくとのことです。堆肥については臭い軽減の改良を重ねているものを使用していくとのことです。営農に当たり、農薬散布を予定しますが、申請農地の北側農地については、自然農法で無農薬での営農となっていますが現地調査の中でも影響が出ないよう対応していく旨、申請人から説明がありました。また、農薬の飛散防止に努めることについて、相手方に説明済で承諾も得ている旨、参考文書を提出いただいております。

また昨年8月に先行して許可となっている上井出の農地につきましては、様々な理由で整地計画に遅れが生じているとのことでした。定期的に現地確認を行っておりましたが、徐々に整地はされてきており、現在60%程度完了している状態とのことでした。作業遅延については整地委託先の会社の感染症やけがによる療養などが理由としてあり、また、もともとが休耕地であったため、雑木がおい茂っていたことから、整地に時間がかかるなどやむを得ない理由があったとのこと、これについては理由書及び今後の耕作計画書の提出がありました。こちらについては正当な理由と判断をいたしました。提出された耕作証明などから、許可要件である全部効率要件などは満たされるものと判断いたしました。また、提出された申請書から、農地所有適格法人の要件も満たしていると判断をいたしました。

続きまして、申請番号27番及び別冊航空写真は10ページを御覧ください。

申請地は羽鮒で、芝川駅の東に位置する農地です。受人は羽鮒にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約となります。

受人は所有する農地と申請農地で、落花生及び自然薯を栽培する計画です。申請地は現在整地されており、営農できる状態と判断いたしました。受人の許可後耕作面積は3,145平方メートルとなり、稼働人員は1名です。

以上の申請につきまして、農地法第3条第2号各号の許可しない要件には該当せず、問題ないと判断いたしました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただいまの上程議案のうち、申請番号16番、18番、19番、21番、22番、25番及び26番について、担当委員の調査報告をお願いいたします。

事務局。

事務局 押尾主任主査

申請番号16番は、副会長の担当地区案件となります。事前に事務局で調査結果を預かっておりますので代読いたします。

去る3月6日午後1時頃、譲受人本人、譲受人と受人の代理人、塩川推進委員、私、事務局1名

で現地調査を行いました。申請地の農地は中里山の傾斜地にあり、段々畑となっている第二種農地となっています。

渡人は長野県に住み、毎月、家屋や農地の管理のために、富士宮市へ通って管理をしておりました。また、昨年申請地と隣接する家屋などを譲受人に譲渡しており、譲受人は附属の土地で、家庭菜園なども始めています。譲受人は、自分の子供の病気を通して、有機無農薬野菜の重要性に興味を持ち、子供のために自分で無農薬野菜を栽培したいと考え、農業を営む知人の指導を得て、6年前より無農薬野菜の栽培に取り組んできました。そして知人を通して今回の申請地を知り申請するに至りました。

今後申請地では、現在植樹されている梅の木を何本か残し、梅を収穫して販売しようと考えています。また、残りの梅の木は伐採をして畑に戻し、トマト、ナス、キュウリ、大根などを有機無農薬農法で栽培し、農協などで販売を計画しています。

譲受人は新規就農となっていますが、既に農業経験もあり、営農計画書も提出し、友人の農業指導、種苗メーカーの会員となっているので、その情報などを基に技術習得に努めていきたいと考えています。資金調達は自己資金で賄われており、事務局の説明及び申請に基づきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

18番。

18番 樋口公孝委員

18番です。ただいま審議中、申請番号18、19について、現地調査の結果について報告します。3月11日13時30分から、申請番号18、19の申請者の代理人行政書士、萩農業委員、事務局の池田様、私の計4名で、申請予定地及びその周辺農地について現地調査を行いました。

申請番号18、19の申請者は、このたび有償にて取得することになりました。現在は三島市在住ではありますが、申請地に隣接する航空写真3の3条許可申請番号19番で書かれているんですけど、そこに中古住宅があって、その中古住宅を購入して引っ越す予定になっています。

農業経験は4年ぐらいで、現在は休耕地ではありますが、ミカン、ジャガイモ、キュウリ等を栽培し、農地として利用。当面は兼業し、農業以外の収入で、農機具を確保する予定となっております。この中古住宅の隣に農機具用の倉庫もありました。今後、地域の農地利用調整に協力し、濁り水、雑草処理、防虫対策など、近隣に迷惑とならないようにしますということでした。経験は十分とは言いませんが、夫婦で協力して耕作する予定になっています。事務局の説明とおりで問題ありませんので、審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

申請番号21番、事務局お願いします。

事務局 押尾主任主査

申請番号21番は、会長の担当地区案件となります。本日欠席のため、事前に事務局で調査結果を預かっておりますので代読いたします。

申請番号21番の案件について、3月6日の金曜日午後2時頃、私、事務局1名、申請者の計3名立会いにより、現地調査を行いました。

現地は借受人が、申請に先立って管理し整地されている状況であり、状態は良好です。今後も農地として利用していくことに支障はありません。機械については、近くに住む知人の農業用倉庫があり、機械を借り受けて営農する予定で、通作や管理のしやすい状況です。青パパイヤを栽培しますが、飲食店を営んでいるため、そちらで使用するなど、販売を予定しているとのこと。

申請内容について、特に問題はありません。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

では、申請番号22番。

14番、お願いします。

14番 土井一彦委員

ただいま審議の申請番号22番の説明をいたします。3月10日14時20分頃、現地で会い、受人の父と行政書士、渡井推進委員と事務局と私で、申請地で話を聞きました。

申請地は畑として耕作されており、受人の父が10年以上前から耕作しているとのこと。今後も耕作していくということだったので、また農機具もそろっているようなので、申請書のとおり問題ないので、御審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、申請番号25番の説明をさせていただきます。3月10日13時30分頃、受人、渡人、渡井推進委員、事務局と私で申請地で会い、話を聞きました。

受人は1年以上前から、渡人と一緒に農業をしているということで、今後も2人で耕作をしていくということでした。クリの木があって、剪定などもきれいにされていることを確認しました。また、2、3年は渡人と一緒に農作業をしていくということだったので、話は聞きました。また、耕運機など草刈り機、農機具なども所有しているということですので、申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

では、申請番号26番。

10番、お願いします。

10番 牧澤邦彦委員

ただいま審議中の調査結果報告をいたします。3月9日11時に、農業委員3名、脇坂さん、中島さんと私、事務局2名、池田さんと押尾さん、受人と行政書士、不動産会社、計8名にて申請地で会い話を聞きました。

申請地は牧草畑で渡人により現状も耕作されており、面積は1万2,000平方メートルです、1町2反ほどあります。受人が現在保有している農地は、今までに9割ほど耕作されており、今回の申請地についても、大豆、小麦の栽培を計画しています。

また周辺地域における農家への事業説明も終えており、もし何らかの問題が生じた場合には自己責任において対処、解決をするということを伺っております。

また臭いに関しても、先ほど事務局からも連絡あったのですけれども、コーヒーかすと汚泥と茶殻をブレンドしたものを発酵させて、1万2,000平方メートルの取得した農地に肥料として還元をして、すぐにトラクターで土の中に突っ込むということで微妙な臭いが出るとは思いますけれども、ほぼ年に1回これをやるということで、ほぼ問題はないと思います、臭いに関しては。それと農薬に関しても、先ほど事務局から連絡というか説明がありましたけれども、飛散防止とかあれで問題ないように対処するという事です。それで受人の経営状況も、農機具の保有や労働力も十分確保され、技術経験も備えており、申請書のとおり問題ありませんので、慎重な御審議をよろしく願いいたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いいたします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。議第7号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって議第7号は、原案のとおり処理することに決定しました。

議第8号「農地法第5条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局、お願いします。

事務局 池田主査

事務局です。議案の15ページを御覧ください。

朗読します。

議第8号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転又はその他の権利を設定しようとする、農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

では、申請番号3番及び別冊航空写真11ページを御覧ください。

申請地、申請人は議案のとおりです。申請人が売買により権利取得し、住宅に転用しようとするものです。

申請人は、申請地東側の農地を耕作する農業者で、現在市内のアパートに居住していますが、経営規模面積の拡大を希望しており、圃場の近くに新たに農家住宅を建築したく転用を計画したものととなります。

申請地は、先ほど3条許可申請番号17番で御審議いただきました農地の南側となり、農用地区域から除外された小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。農家住宅の敷地内に農業用の倉庫も併せて建築する計画となっております。

周囲は西と南を道路、北及び東の農地に接しておりますが、農地等の間には見切りを設置し、生活雑排水は合併浄化槽を経由し、雨水排水とともに西側道路側溝へ放流する計画であり、周囲の農地への影響は軽微であると考えられます。また万が一被害が発生した場合は、自己責任にて対応します。

また農用地区域の除外については、令和8年1月16日に、市農業政策課より通知をされております。申請地は地域計画目標地図に位置付けられておらず、影響は軽微であると考えられます。資金については、自己資金で資金が確保されております。許可後すぐに着工する計画となります。

続きまして、申請番号4番及び別冊航空写真12ページを御覧ください。

申請地、申請人は議案のとおりです。申請人が使用貸借により権利設定し、住宅に転用しようとするものです。

申請人は富士市のアパートに居住しており、実家の線引き前宅地要件のある宅地内に住宅を建築しようとしたところ、接道部分が農地であることが判明し、住宅地とせず接道部分のみ転用を計画したものととなります。

申請地は、市街化区域用途区域から500メートル以内に位置する市街地近傍の第2種農地に該当します。接道のための転用事由のため代替地はありませんでした。周囲は北と東を宅地、南を道路、西を農地に接していますが見切り等を施行し、生活雑排水は合併浄化槽を経由して、雨水も含め西側の河川へ放流する計画で、万が一被害が発生した場合は、自己責任で対応します。

また申請地は地域計画、目標地図に位置付けられておらず、地域計画への影響は軽微であると考え

えられます。資金については借入れを予定しており、資金の確保もされております。許可後すぐに着工する計画となります。

続きまして、申請番号5番及び別冊航空写真13ページを御覧ください。

申請地、申請人は議案のとおりです。申請人が売買により権利取得し、駐車場に転用しようとするものです。

申請人は、市街地前の道路、反対側の居宅に居住しており、敷地内は自身と家族が保有する自家用車の駐車スペースで余裕がないことから、頻繁に訪れる親族の駐車スペースがなく苦慮していたため転用を計画したものとなります。

申請地は、市街化区域用途区域から500メートル以内に位置する市街地近傍の第2種農地に該当します。周囲を住宅及び道路に囲まれ農地はなく、万が一被害が発生した場合は、自己責任で対応します。また申請地は地域計画、目標地図に位置付けられておらず、地域計画への影響は軽微であると考えられます。敷地については自己資金にて確保されております。許可後すぐに着工する計画となります。

続きまして、申請番号6番及び別冊航空写真14ページを御覧ください。

申請地、申請人は議案のとおりです。申請人が使用貸借により権利設定し、太陽光発電設備に転用しようとするものです。

申請人は、平成26年頃に再生可能エネルギーの固定価格買取制度を利用して、同時期に計画した申請地南西側の太陽光発電設備の設置と併せ、本申請地の転用許可申請を業者に依頼したところ、業者の不備によって南西側のみ許可申請を行い、当該地のみ許可を受けました。その後、直近となって、申請人がキノコ類を栽培する農業者であることから、経営規模拡大を行うため自身の保有農地の状況を確認したところ、本申請地が未許可の状態となっていることが判明し、追認の許可申請をしたものとなります。

申請地は小集団の生産性の低い第2種農地に該当し、代替地を探しましたがありませんでした。周囲は北を雑種地、西を宅地及び雑種地、東側を農道、南を農地に接しており、南側には見切りを設置する計画となります。万が一被害が発生した場合は、自己責任にて対応します。

また申請地は地域計画、目標地図に位置付けられておらず、地域計画への影響は軽微であると考えられます。既に事業自体は完了しており、今後は法遵守し違反を行わないよう、申請者本人から始末書が提出されています。許可後すぐに着工する計画となります。

続きまして、申請番号7番及び別冊航空写真15ページを御覧ください。

申請地、申請人は議案のとおりです。申請人が使用貸借により権利設定し、農産物の貯蔵、処理加工施設に転用しようとするものです。なお、本件については令和7年10月総会にて、一度御審議いただき許可相当と御判断いただいた案件と同一の内容となりますが、前回御審議いただいた後工事設計事業者の事情による着手遅延により許可申請が一旦取り下げられたため、再度一部規模等

を変更し申請されたものとなります。

申請人は、2年ほど前から農業を営み、主に落花生やサツマイモ、干しいもなどを生産、販売している認定新規就農者です。今回、農産物加工品の需要に応えるため、新たに加工施設を建設するため、申請人の父が所有する農地に貯蔵、処理加工施設を建設したく転用を計画したものととなります。

申請地は、市街化区域に近傍する第2種農地に該当し、周囲に代替地を探しましたがありませんでした。周囲は東西を道路、南を宅地、北を申請者が耕作する農地に接しています。敷地境界には見切りを設置する計画で、排水は合併浄化槽での処理後、道路側溝へ放流する計画となります。また万が一被害が発生した場合は、自己責任にて対応します。申請地は地域計画、目標地図に位置付けられておらず、影響は軽微であると考えられます。資金については、無利子の融資である制度資金、青年等就農資金を活用する計画です。なお許可後すぐに着工する計画となります。

説明は以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの上程議案のうち、申請番号3番及び6番について、担当委員の調査報告をお願いいたします。

申請番号3番について、18番、お願いします。

18番 樋口公孝委員

18番です。ただいま審議中、議第8号の申請番号3について、現地調査の結果について報告いたします。

3月11日14時10分頃から、申請番号3の申請者の代理人行政書士、荻農業委員、それから事務局の池田様、私の4名で、申請予定地及びその周辺農地について、現地調査をいたしました。

申請人が有償にて所有権移転をして、それから農家住宅と倉庫を建てたいということで転用申請とするものです。申請人は、数年前から航空写真を見てもらうと分かるのですが、外神の陽光園それから北側に向かって農地が写っていると思うんですけど、去年もそこに、大落花生を作っていました。この周りを結構大規模に農業しております。北側にはハウス栽培をしております。うちは宮原に今アパートに住んでいました。

申請地の現状は、今、休耕地になっていますけれども、かなりの荒地でした。今後東側と北側については、敷地外周を擁壁をしてフェンス等で囲って、生活用の雑排水は浄化槽を経て雨水も西側の道路に放流するというので、周辺農地への影響はないものと考えております。万が一被害が発生した場合には、自己責任で対応するという事です。事務局の説明どおりで問題ありませんので、審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

申請番号6番について、調査報告をお願いします。

3番、お願いします。

3番 桑原康委員

ただいま審議中の申請番号6番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。3月10日午前10時、事務局1名、申請者代理人の行政書士、申請者本人、私の計4名で現地を調査いたしました。

申請者は、会社名義となっておりますが、土地の所有者が代表しております。

申請地には、既に設置から10年の経過した太陽光パネルが設置されており、周辺農地には影響なく稼働していました。現地調査には代理人の行政書士だけではなく申請者本人も自ら立会いし、今後は依頼した業者だけでなく自分自身も書類や申請内容をチェックして、違反転用防止をし法を守っていく反省を述べていました。

この違反と申すのは、既に本人が提出済と思っていたのが提出済ではなかったということでした。また、申請者はコンテナを利用したシイタケ栽培を行っており、太陽光発電で自家発電した電力を利用した栽培も考えており、今後の経営規模の拡大を模索していました。事務局の説明のとおり問題ないと思います。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いいたします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。議第8号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。御異議なしと認めます。よって議第8号は、原案のとおり処理することに決定しました。

協第3号「農地利用集積等促進計画に関する意見聴取について」を協議いたします。

本議案のうち8ページ、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画についてのうち、申請番号4から8については農業委員が関係する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事に参与できませんので、先に審議することとし、事務局から議案の朗読及び説明後、該当農業委員には退席を求めます。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局、お願いします。

事務局 大原会計年度任用職員

事務局です。本日机上に配付しております、農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取についてと題された議案を御覧ください。

(11番、渡邊勝彦委員 退場)

朗読します。

協第3号 農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について

令和8年3月10日付、富農第1882号で農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき意見を求められた富士宮市農用地利用集積等促進計画について、意見を伺う。

それでは、8ページの農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（配分のみ）を御覧ください。

こちらは配分のみ計画となります。中間管理機構に貸し付けられましたが、その後解約等により返還されたため、新たな貸付先として計画されたものとなります。そのうち第4項から第8項までは、同一受人による案件のためまとめて説明いたします。

受人は、議案書のとおりで、いずれも使用貸借権設定です。お茶を栽培し、存続期間はそれぞれ記載のとおりでございます。

以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございました。

それでは、質疑を許します。御質疑ございませんか。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。協第3号のうち、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（配分のみ）についてのうち、申請番号4から8について、原案のとおり処理することに、賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。御異議なしと認めます。よって協第3号のうち、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（配分のみ）についてのうち、申請番号4から8について、原案の

とおりに処理することに決定しました。

11番、渡邊勝彦委員の入場を求めます。

(11番、渡邊勝彦委員 入場)

議長

引き続き、協第3号のうち、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（配分のみ）についてのうち、申請番号4から8以外の案件について協議いたします。

事務局に、議案の朗読及び説明をさせます。

事務局、お願いします。

事務局 大原会計年度任用職員

議案の朗読につきましては、先ほど行いましたので、直ちに内容に入ります。議案をめくっていただきまして、4ページの富士宮市農用地利用集積等促進計画を御覧ください。

第1項、受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。牧草を栽培し、設定期間は10年で再設定になります。

続きまして、第2項から第4項までは、同一受人による案件のため、まとめて説明いたします。受人は、議案書のとおりで、いずれも使用貸借権設定です。野菜を栽培し、設定期間は10年で新規になります。

第5項及び第6項も同一受人による案件のため、まとめて説明いたします。受人は議案書のとおりで、いずれも使用貸借権設定です。野菜を栽培し、設定期間は10年で新規になります。

第7項を御覧ください。受人は、議案書のとおりで、使用貸借権設定です。野菜を栽培し、設定期間は10年で再設定になります。

続きまして、8ページ、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（配分のみ）を御覧ください。

先ほども説明しましたが、こちらは配分のみの計画となります。中間管理機構に貸し付けられましたが、その後解約等により返還されたため、新たな貸付先として計画されたものとなります。

第1項を御覧ください。受人は、議案書のとおりで、貸借権設定です。水稻を栽培し、存続期間は5年3か月となります。

第2項を御覧ください。受人は、議案書のとおりで、使用貸借権設定です。野菜を栽培し、存続期間は3年6か月となります。

第3項を御覧ください。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。お茶を栽培し、存続期間は2年となります。

以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。

以上で説明は終わります。

議長

ありがとうございます。

それでは、質疑を許します。御質疑ございませんか。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。協第3号のうち、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（配分のみ）についてのうち、申請番号4から8以外の案件について、原案のとおり処理することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって協第3号のうち、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（配分のみ）についてのうち、申請番号4から8以外の案件については、原案のとおり処理することに決定しました。

これもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。次回の農業委員会総会は、新年度4月9日を予定しております。

以上もちまして、令和8年3月の富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。この後、農地利用最適化推進会議を行います。

2時10分まで休憩といたします。

午後1時57分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会

副会長

会議録署名人

1 2 番

会議録署名人

1 4 番